平成２９年（フ）第６６号
岩手県北上市黒沢尻１丁目19番66号メイプルクロサワジリ103号、旧住所岩手県釜石市桜木町１丁目１番釜石市桜木町仮設団地10－５号室
債務者　三浦奈緒子
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２９年（フ）第１５５号
秋田県男鹿市船越字根木330番地　諸産堤団地68－２－４号
債務者　藤田　由羽
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１５７号
秋田県潟上市天王字長沼17番地７
債務者　隅　　一正
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１６２号
秋田市仁井田字西潟敷480番地
債務者　北嶋　渉平
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１６４号
秋田市新屋比内町10番41号
債務者　佐藤　浩道
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１０４号
茨城県龍ケ崎市佐貫４丁目３番地５　ミントハイツ佐貫203号室
債務者　林　　清治
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第１０８号
茨城県牛久市栄町３丁目５番地（牛久アーバンヒルＡ棟101号）
債務者　戸田　　隆
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第１０９号
茨城県牛久市栄町３丁目５番地（牛久アーバンヒルＡ棟101号）
債務者　戸田里枝子
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第１１５号
茨城県取手市宮和田336番地１
債務者　塚本　イク
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第１２５号
長野県松本市蟻ケ崎５丁目２番66号　小松ハイム６号
債務者　目黒　智明
1　決定年月日時　平成29年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第２５９号
岐阜県羽島市竹鼻町狐穴501番地９、前住所岐阜県本巣郡北方町高屋伊勢田２丁目117番地の１　ロイヤルマンション北方　503号
債務者　東海林康弘
1　決定年月日時　平成29年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第２１６号
兵庫県伊丹市中野西１丁目75番地　市住天神川第２　４－24号
債務者　浦山　雅行
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第２１８号
兵庫県川西市花屋敷１丁目16番21号203
債務者　前　　武志
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第３６３号
兵庫県尼崎市西長洲町１丁目３番12号
債務者　田中　稔彦
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第４１４号
兵庫県西宮市田代町19番21号
債務者　梶岡　勇次
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第４３７号
兵庫県西宮市すみれ台２丁目６番地13
債務者　岡本一弥こと　岡本　一彌
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第４３９号
兵庫県尼崎市昭和通４丁目125番地の１　リュストル尼崎402号
債務者　出口　喜朗
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係